



熊本県公報

第 1 2 2 5 3 号

平成 25 年 10 月 1 日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正 (県政情報文書課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定 (社会福祉課) 1
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止 (") 2
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の辞退 (") 2
- 保安林の指定に関する予定 (森林保全課) 2
- 道路の区域変更 (道路保全課) 3
- 道路の区域変更 (") 3
- 道路の区域変更 (") 3
- 道路の供用開始 (") 4
- 緑川地域森林計画の樹立に係る計画案の公告・縦覧 (森林整備課) 4
- 地域森林計画の変更に係る計画案の公告・縦覧 (") 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告 (建築課) 4
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示 (森林保全課) 5
- 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不明者に係る当該通知の掲示 (") 5
- 熊本県立教育センター協議会の開催 (教育政策課) 5

告 示

熊本県告示第 8 7 7 号

平成 2 2 年 6 月 2 5 日熊本県告示第 6 4 8 号 (口頭による開示請求をすることができる個人情報) の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表行政職への職種転換選考試験の項の次に次のように加える。

任命権者面接試験	不採用者に係る総合得点	通知日から 1 月	人事課
----------	-------------	-----------	-----

熊本県告示第 8 7 8 号

生活保護法 (昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号) 第 4 9 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第 3 0 号) 第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 4 9 条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
ひかわ医院	八代郡氷川町島地 4 1 9 番地 3	平成 2 5 年 7 月 2 9 日

やの眼科	天草市亀場町食場後山下 7 4 0	平成 2 5 年 8 月 1 日
(歯科)		
医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
まつがえ歯科医院	八代郡氷川町宮原 7 9 5 番地 1	平成 2 5 年 3 月 3 0 日
(調剤)		
医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
新生堂薬局 玉名はねぎ店	玉名市繁根木 1 4 番地 1	平成 2 5 年 8 月 1 日
かめのご調剤薬局	玉名市亀甲 2 4 1 番地 1	平成 2 5 年 8 月 1 日
アクア薬局	天草市中村町 3 7	平成 2 5 年 9 月 1 日

熊本県告示第 8 7 9 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
久木田医院	水俣市葛渡 3 0 番地 1	平成 2 5 年 6 月 3 0 日

(歯科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
松ヶ枝歯科医院	八代郡氷川町宮原 7 9 5 番地 1	平成 2 5 年 3 月 2 9 日

(調剤)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
かめのご調剤薬局	玉名市亀甲 2 4 1 番地 1	平成 2 5 年 7 月 3 1 日

熊本県告示第 8 8 0 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 1 条第 1 項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 1 条第 1 項の規定により次の指定医療機関から事業の辞退の届出があったので、生活保護法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(医科)

医療機関名称	医療機関所在地	辞退年月日
上村整形外科医院	八代郡氷川町大野 8 8 3	平成 2 5 年 7 月 1 日

熊本県告示第 8 8 1 号

森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 2 9 条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 3 0 条の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 0 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡水上村大字江代字戸屋野平 1 8 7 1 番 4
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに水上村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第882号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	玉名山鹿線	山鹿市坂田字本村 2376番1-1地先から 同所 2272地先まで	前	18.4 ~ 28.3	17.3	災害防除
			後	28.9 ~ 34.0	17.3	

2 区域を変更する期日 平成25年10月1日

熊本県告示第883号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	上漆田東間下線	人吉市蟹作町字西並木 91番1地先から 人吉市蟹作町字西並木 144番4地先まで	前	5.3 ~ 20.1	276.0	道路拡幅による変更
			後	5.3 ~ 30.9	276.0	

2 区域を変更する期日 平成25年10月1日

熊本県告示第884号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成25年10月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町小宮地 496番5地先から 496番2地先まで	前	14.2 ~ 23.9	22.4	仮設道路
			後	17.1 ~ 23.9	22.4	

2 区域を変更する期日 平成25年10月1日

熊本県告示第885号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成25年10月1日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	本渡牛深線	天草市新和町小宮地 390番地先から 同所 559番1地先まで	164.7	一括道路 (道路改良及び仮設道路)

2 供用を開始する期日 平成25年10月1日

公 告

熊本県公告第535号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定により地域森林計画をたてる必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 森林計画区 の名称 緑川地域森林計画区
- 2 縦覧期間 平成25年10月1日から平成25年10月30日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地区振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部球磨地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県公告第536号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づきたてた地域森林計画を変更する必要があるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該地域森林計画の変更計画の案を縦覧に供する。

なお、当該地域森林計画の変更計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 森林計画区 の名称 白川・菊池川地域森林計画区
球磨川地域森林計画区
天草地域森林計画区
- 2 縦覧期間 平成25年10月1日から平成25年10月30日まで
- 3 縦覧場所 熊本県農林水産部森林局森林整備課、熊本県県央広域本部宇城地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部玉名地域振興局農林水産部林務課、熊本県県北広域本部鹿本地区振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部菊池地域振興局農林部林務課、熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局農林部林務課、熊本県県南広域本部八代地域振興局農林水産部林務課、熊本県県南広域本部芦北地域振興局農林部林務課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局農林水産部林務課

熊本県公告第537号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字六郎2354番1
664.30平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
合志市栄2355番地4
社会福祉法人 さかえ福祉会

熊本県公告第538号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水俣市役所に掲示する。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
坂口 良一
- 2 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年9月3日付け熊本県告示第792号による。

熊本県公告第539号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を水俣市役所に掲示する。

平成25年10月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 所在の不明な者の氏名
前田 正男、大海 トヨ、杉崎 小子、志垣 ミヨ子
- 2 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成25年9月3日付け熊本県告示第794号による。

登載依頼**熊本県教育委員会公告第8号**

熊本県立教育センター協議会を次のとおり開催する。

平成25年10月1日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 開催日時
平成25年10月16日(水)
午後1時30分から午後3時30分まで
- 2 開催場所
熊本県山鹿市小原
熊本県立教育センター 第1研修室
- 3 議題
(1) 平成25年度事業の取組
(2) 協議
学びと経営のイノベーションに向けて、今後教育センターに期待するもの
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開会予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、係員の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問合せ先
熊本県山鹿市小原
熊本県立教育センター総務課
(電話0968-44-6611)